

機械式駐車装置，機械式駐車装置の制御方法，及び機械式駐車装置の安全確認機能を設ける方法（特許取消決定取消事件）	
事件の表示	令和元年(行ケ)第10117号 判決日：令和2年12月3日 担当部：知的財産高等裁判所第3部
判決	決定取消（特許取消決定取消）
参照条文	特許法120条の5第9項，126条5項
キーワード	補正・訂正の許否（新規事項の追加）

1. 概要

特許異議の申立てに対する決定において、請求項に係る訂正が新規事項の追加に当たるとして訂正請求を認めなかった特許庁の判断を、誤りであるとした事例。

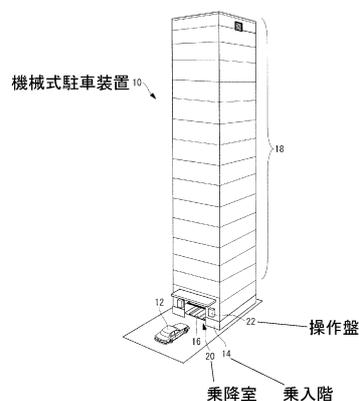
2. 経緯

平成25年8月30日 : 出願
平成27年7月13日 : 分割出願
平成29年2月17日 : 特許権の設定登録（特許第6093811号）
平成29年8月30日以降 : 3件の特許異議申立て（異議2017-700814号）
平成31年3月11日 : 原告（三菱重工機械システム株式会社）が訂正請求
令和元年7月31日 : 取消決定（本件決定）
・新規事項の追加により訂正を認めない。
・新規性欠如・進歩性欠如により取消決定。
令和元年9月6日 : 原告が、本件決定の取消しを求めて本件訴えを提起

3. 本件発明の概要

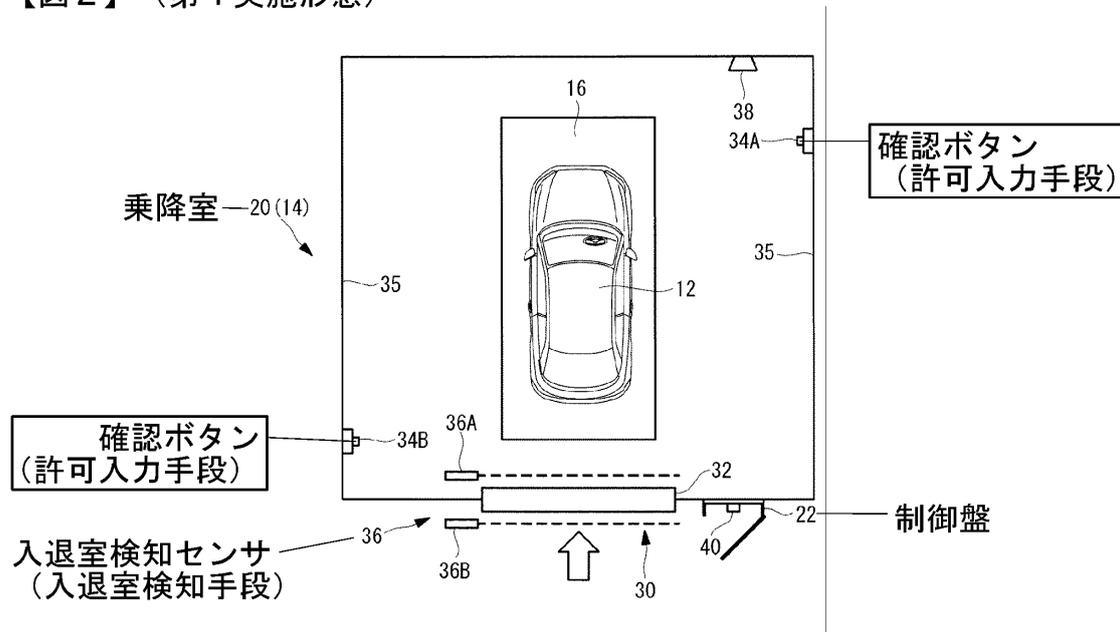
3. 1. 明細書および図面の記載

【図1】



(第1実施形態) (確認ボタン34A, 34B (入力手段) は乗降室20内)

【図2】 (第1実施形態)



発明の概要

- ・ 車両12が、乗降室20に進入し、パレット16に載置される。
 - ・ 運転者が、確認ボタン34A, 34Bを押す。
 - ・ 確認ボタン34が押された後、かつ、乗降室20から人が退室した後に、パレット16の搬送が実行される。
- (【0053】～【0064】)

【0042】

乗降室20内には、安全確認の実施位置の近辺に配置され、人による安全確認の実施状態が入力される入力手段である確認ボタン34A, 34Bが備えられる。 確認ボタン34A, 34Bは、人によって押圧されるボタン (押ボタン) である。

本第1実施形態では、確認ボタン34A, 34Bは、パレット16 (車両12) を挟んだ位置、図2の例では左右の壁面35に備えられる。より具体的には、図2の例では、右奥 (車両12右側前方) の壁面35に確認ボタン34Aが備えられ、左手前 (車両12左側後方) の壁面35に確認ボタン34Bが備えられる。

【0054】

乗降室20内の安全確認は、人の有無やパレット16の搬送の障害になる物の有無等の確認である。すなわち、車両12から降りた運転者が安全確認者として、乗降室20内における安全確認の実施位置へ移動する。そして、安全確認者が安全確認を実施した後に、確認ボタン34を押圧する。 これにより、安全確認終了という安全確認の実施状態が確認

ボタン34に入力されることとなる。

【0055】

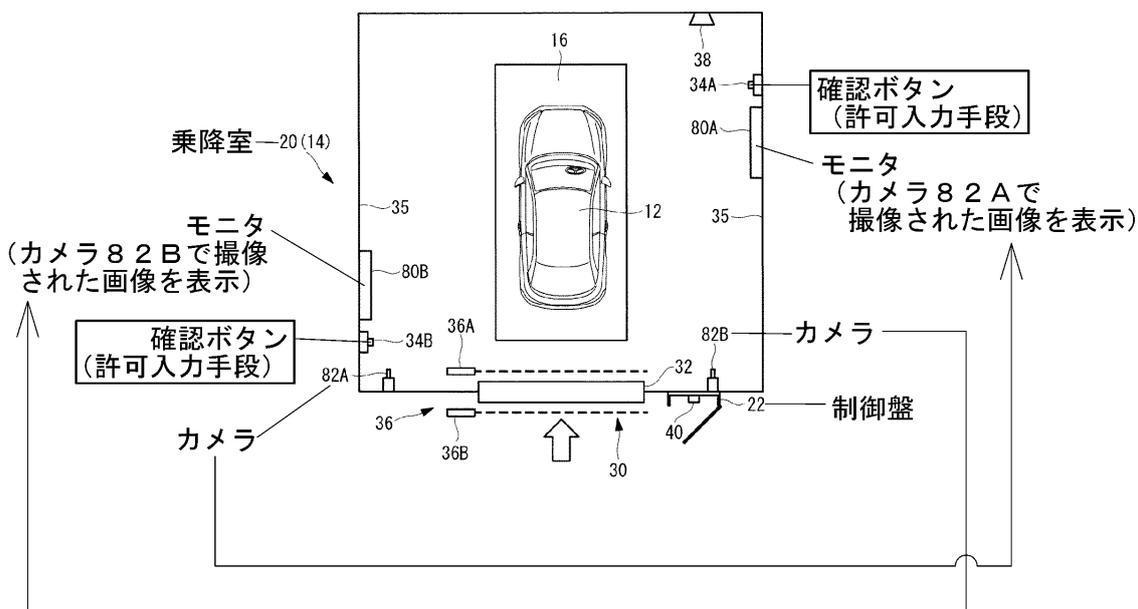
乗降室20内の安全確認は、運転者が乗降室20内に居るものの（時には同乗者が車両内に居残る場合がある）確実な検知方法がない。このため、乗降室20内の安全確認は、人による確認が最も効果的な方法であると考えられる。本第1実施形態によれば、確認ボタン34が安全確認の実施位置の近辺に配置されるため、安全確認者は確認ボタン34の配置位置へ移動しなければならない。安全確認者は、確認ボタン34までの移動を行う過程において必然的に周囲を目視するので、それにより安全確認が行われることとなる。なお、安全確認者は、車両12の運転者に限らず、機械式駐車装置10の管理者等でもよい。

【0064】

上述したように確認ボタン34A、34Bは、パレット16を挟んで配置されている。従って、本第1実施形態に係る機械式駐車装置10は、安全確認者である運転者が車両12の片側だけでなく、反対側の安全確認も行うこととなるので、より確実に乗降室20内の安全性が確保される。

(第3実施形態) (モニタ80A、80B、カメラ82A、82Bを備える例)

【図7】 (第3実施形態)



【0087】

本第3実施形態に係る機械式駐車装置10は、確認ボタン34の近辺に配置され、車両12に対して反対側の安全確認を可能とする安全確認手段として、モニタ80A、80B及びカメラ82A、82Bを備える。確認ボタン34Aの近辺に配置されたモニタ80Aは、車両12に対して反対側に配置されたカメラ82Aで撮像された画像を表示する。一方、確認ボタン34Bの近辺に配置されたモニタ80Bは、車両12に対して反対側に配置されたカメラ82Bで撮像された画像を表示する。

【0090】

また、本第3実施形態では、確認ボタン34とモニタ80を乗降室20内に設けた場合を例示したが、確認ボタン34とモニタ80が操作盤22に組み入れられたり、操作盤22の近傍に設置されてもよいし、さらに確認ボタン34とモニタ80が乗降室20の内、外に複数設けられてもよい。

3. 2. 登録時の請求項1

特許登録時の請求項1の記載は次のとおり。(符号を追加しました。訂正後の請求項1も同様です。)

【請求項1】

- a 格納庫(18)へ搬送される車両(12)が載置され、前記車両(12)の運転者が前記車両(12)に乗降可能な乗降室(20)が設けられる機械式駐車装置(10)であって、
 - b 人による安全確認の終了が入力される入力手段(34A、34B)と、
 - c 人の前記乗降室(20)への入退室を検知する入退室検知手段(36)と、
 - d 前記入力手段(34A、34B)に前記安全確認の終了が入力されている状態で、前記車両(12)の搬送を実行する制御手段(50)と、
- を備え、
- e 前記制御手段(50)は、前記入力手段(34A、34B)に前記安全確認の終了が入力された後に、前記入退室検知手段(36)によって前記乗降室(20)への人の入室が検知された場合、前記入力手段(34A、34B)への前記安全確認の終了の入力を解除する
 - f 機械式駐車装置(10)。

3. 3. 訂正後の請求項1

訂正後の請求項1の記載は次のとおり。下線は訂正によって付加された箇所を示す。

【請求項1】

A 格納庫（18）へ搬送される車両（12）が載置され、前記車両（12）の運転者が前記車両（12）に乗降可能な乗降室（20）が設けられる機械式駐車装置（10）であつて、

B 前記車両（12）の運転席側の領域の安全を人が確認する安全確認実施位置の近辺及び前記運転席側に対して前記車両（12）の反対側の領域の安全を人が確認する安全確認実施位置の近辺のそれぞれに配置され、人による安全確認の終了が入力される複数の入力手段（34A、34B）と、

G 前記乗降室（20）の外側に設けられた操作盤（22）に配置され、前記車両（12）の搬送の許可が入力される許可入力手段（40）と、

C 人の前記乗降室（20）への入退室を検知する入退室検知手段（36）と、

D 前記入力手段（34A、34B）に前記安全確認の終了が入力されている状態で、前記許可入力手段（40）への操作が行われた後に、前記車両（12）の搬送を実行する制御手段（50）と、

を備え、

E 前記制御手段（50）は、いずれかの前記入力手段（34A、34B）に前記安全確認の終了が入力された後から、前記許可入力手段（40）への操作が行われるまでの間に、前記入退室検知手段（36）によって前記乗降室（20）への人の入室が検知された場合、前記入力手段（34A、34B）への前記安全確認の終了の入力を解除する

F 機械式駐車装置（10）。

[特許権者（本件原告）の訂正請求書での主張]

本件明細書等の【0042】、【0064】の記載、及び図2において確認ボタン34A、34Bは乗降室20内に配置されていることから、安全終了確認入力手段は乗降室内に配置されていると限定して解釈されるべきとも一見いえそうである。しかし、【0042】、【0064】における記載はあくまで一実施形態についての記載であり、乗降室内に限定されるべきではない。なぜなら、車両の片側だけでなく、反対側の安全確認も行うことでより確実に乗降室内の安全性が確保されるとの作用効果（本件明細書等の【0064】参照）は、何も乗降室内において安全確認を行わなければ奏し得ないというものではないことは、当業者から見て当然の事項である。（以下略）

4. 取消決定での特許庁の判断の概略

カメラとモニタを介さない場合（第1、2、4実施形態）は、車両の運転席側の領域の全体や、助手席側の全体を、人が乗降室外から目視することは困難。

よって、カメラとモニタを介さずに車両の左右を直接目視により確認する場合において、安全確認実施位置が乗降室外を含むことは、本件明細書等に記載した事項の範囲を超える。

5. 原告（特許権者）の主張の概要

- ・訂正請求時と同様、【0064】の作用効果が訂正の根拠である旨の主張。
- ・「安全確認実施位置」は、車両の右側又は左側の安全の確認をなし得る位置であって、それが乗降室の内外いずれかであるかは、本件訂正の前後いずれの請求項1においても特定していない。
- ・明細書の【0090】に、安全確認実施位置が乗降室の外にある態様が明示されている。
- ・乗降室外からでも乗降室内を安全確認可能。

6. 被告（特許庁）の主張の概要

- ・カメラとモニタを介さずに車両の左右を直接目視によって安全確認する第1、第2、第4実施形態について、本件明細書等には「安全確認の実施位置」が「乗降室20内」であることが明確に記載されている。
- ・第3実施形態は、カメラとモニタを介して安全確認をするもの。【0090】の「確認ボタン34とモニタ80が操作盤22に組み入れられたり、操作盤22の近傍に設置されてもよいし、さらに確認ボタン34とモニタ80が乗降室20の内、外に複数設けられてもよい」との記載は、カメラとモニタを介した安全確認をすることを前提として安全終了確認入力手段を乗降室外に設置するものである。
- ・よって、カメラとモニタを介さずに車両の左右を直接目視によって安全確認する場合においても安全確認実施位置の所在場所として乗降室外を含むことは、本件明細書等に記載のない新規事項である。

7. 裁判所の判断

本件明細書等の記載を検討してみると、たしかに、確認者が目視で安全確認を行う場合に関する実施例1、2、4においては、安全確認終了入力手段は乗降室内に設けるものとされ、確認者がカメラとモニタによって安全確認を行う実施例3においてのみ、安全確認終了入力手段を乗降室の内、外に複数設けてもよいと記載されている（【0090】）のであって、乗降室外目視構成を前提とした実施例の記載はない。しかしながら、これらはいくまでも実施例の記載であるから、一般的にいえば、発明の構成を実施例記載の構成に限定するものとはいえないし、本件明細書等全体を見ても、発明の構成を、実施例1～4記載の構成に限定する旨を定めたと解し得るような記載は存在しない。

他方、発明の目的・意義という観点から検討すると、安全確認実施位置や安全確認終了入力手段は、乗降室内の安全等を確認できる位置にあれば、安全確認をより確実に行うという発明の目的・意義は達成されるはずであり、その位置を乗降室の内又は外に限定すべき理由はない（被告は、このような解釈は、本件明細書【0055】【0064】を不当に拡大解釈するものであるという趣旨の主張をするが、この解釈は、本件明細書等全体を考慮することによって導き得るものである。）。

この点につき、被告は、乗降室の外から目視で乗降室内の安全を確認することは極めて困難ないし不可能であると考えてるのが技術常識であるから、本件明細書等において、乗降室外目視構成は想定されていないという趣旨の主張をする。しかしながら、乗降室に壁のない駐車装置や、壁が透明のパネル等によって構成されている駐車装置等であれば、乗降室の外からでも自由に安全確認ができるはずである・・・(中略)・・・

本件訂正を認めなかった本件決定の判断には上記1のとおり誤りがあり、新規性・進歩性の判断も、発明の要旨を訂正後各発明のとおり認定した上で行うべきであるから、その余の取消事由につき判断するまでもなく、本件決定を取り消すのが相当である。

8. コメントその1

本判決のように、明細書等に実施形態として直接的には記載されていなくても、明細書等全体から見て、発明の目的・意義が達成されるはずの構成で限定する訂正は、認められる場合がある。

この判決は、新規事項の追加になるかならないかが微妙な内容で補正や訂正する場合の考え方の一例として参考になる。また、補正や訂正で新規事項の追加であると指摘された場合の反論の一例として参考になる。

9. コメントその2（判例とはあまり関係ないので参考です）

9. 1. 本件の明細書等の記載について

第1、2、4実施形態では確認ボタン34は乗降室20内に配置されると記載されていた。乗降室20の外に確認ボタン34を配置することは第3実施形態の変形例としてのみ記載されていた。第1、2、4実施形態についても、「乗降室20外に確認ボタン34を配置してもよい」との記載があればすんなり訂正できたはずである。

とは言っても、出願前に様々な変形例に気づくのは難しい場合がある（明細書作成の経験値、発明に対する理解度などにもよりますが）。

できるだけ漏れなく変形例に気づきやすくする方法などについて検討・提案する。

結論：あたり前のことかもしれないが

- ・上位概念から下位概念に順に整理して書き出す。（下記の項目9. 3.）
- ・整理した内容をできるだけ1か所にまとめて記載する。（下記の項目9. 4.）

9. 2. 本件明細書についての検討

9. 2. 1. 本件明細書の記載

本件明細書には、確認ボタン34A、34Bの配置について、次の記載がある。

【0042】

乗降室20内には、安全確認の実施位置の近辺に配置され、人による安全確認の実施状態が入力される入力手段である確認ボタン34A、34Bが備えられる。確認ボタン34A、34Bは、人によって押圧されるボタン（押ボタン）である。

本第1実施形態では、確認ボタン34A、34Bは、パレット16（車両12）を挟んだ位置、図2の例では左右の壁面35に備えられる。より具体的には、図2の例では、右奥（車両12右側前方）の壁面35に確認ボタン34Aが備えられ、左手前（車両12左側後方）の壁面35に確認ボタン34Bが備えられる。

【0064】（「パレット16を挟んだ位置」による効果）

「本第1実施形態に係る機械式駐車装置10は、安全確認者である運転者が車両12の片側だけでなく、反対側の安全確認も行うこととなるので、より確実に乗降室20内の安全性が確保される。」

【0087】

「確認ボタン34Aの近辺に配置されたモニタ80A」

【0090】（第3実施形態の変形例）

「確認ボタン34とモニタ80が操作盤22に組み入れられたり、操作盤22の近傍に設置されてもよい」

「確認ボタン34とモニタ80が乗降室20の内、外に複数設けられてもよい」

【0099】

・・・確認ボタン34が1つ又は3つ以上備えられる形態としてもよい。

【0102】

・・・確認ボタン34は乗降室20内における安全確認の実施位置の近辺に配置されるのであれば、壁面35以外に配置されてよい。

【0103】

・・・確認ボタン34が・・・安全確認の実施位置の近辺における床面90に配置される例・・・

9. 2. 2. 確認ボタン34の配置についての整理

これらを概ね上位概念から下位概念に整理すれば、次のようになる。

- ・安全確認の実施位置の近辺（0042）
 - ・車両12の片側で安全確認を行える位置（0099）
 - ・車両12の片側&反対側で安全確認を行える位置（0064）
 - ・パレット16（車両12）を挟んだ位置（0042）
 - ・乗降室20内（0042）
 - ・壁面35（記載なし）
 - ・壁面35+車両12の片側で安全確認を行える位置（0099）
 - ・壁面35+車両12の両側で安全確認を行える位置（0064）
 - ・互いに対向する壁面35（記載なし）
 - ・左右の壁面35（0042）
 - ・右奥の壁面35、左手前の壁面35（0042）
 - ・手前の壁面35、奥の壁面35（記載なし）
 - ・乗降室20内の壁面35以外（0102）
 - ・床面90（0103）
 - ・壁面35と壁面35以外との組み合わせ（記載なし）
 - ・乗降室20外（0090）
 - ・操作盤22と関係ある位置
 - ・操作盤22に組み入れ（0090）
 - ・操作盤22の近傍（0090）
 - ・操作盤22とは関係なく乗降室20の外に配置
 - ・壁面35の外の面など（記載なし）
 - ・乗降室20内外（0090）

9. 3. 上位概念から下位概念に整理して書き出す

- ・このように整理して書き出す（頭の中で考えるだけでなく、書く）ことで、上位概念から下位概念までの全体像が見える。漏れが減り、重複を減らすことが可能。
- ・発明の全ての構成要素について整理する必要はないかもしれないが、少なくとも重要な構成要素については整理して書き出すのが良い。（出願前に重要だと思っていなかった要素が、後で重要になってくる場合もあります）
- ・配置について整理するだけでなく、例えば作用・機能、形状・構造、材料、作動などについても同様に、上位概念から下位概念に整理して書き出すのが良い。
- ・書き出したものを元に、明細書を作成する。

9. 4. 整理した内容をできるだけ1か所にまとめて記載する

変形例の書き漏らしを減らす（および読み落としを減らす）という観点からは、実施形態中の1か所に全ての変形例を書いておくのが良いと考える。

- ・本件では、確認ボタン34が乗降室20の外にあってもよいという記載が、第3実施形態にのみ記載されていた結果、新規事項の追加か否かが争われた。

確認ボタン34の変形例の全てを、例えば第1実施形態の確認ボタン34を説明する段落（0064）にまとめて書けば、確認ボタン34が乗降室20の外にあってもよいことに、出願前に気づいていたかもしれない。また、確認ボタン34が乗降室20の外にあってもよいと読み取れる文章を明記できていたかもしれない。

- ・読み落としについて

本件の特許権者は【0090】の記載（乗降室20の外に確認ボタン34があるという変形例）について、訂正請求時には主張せず、訴訟で主張している。あえてそうしたのか、読み落とししていたのかは不明である。変形例を1か所にまとめて書いておけば、読み落としの可能性を減らすことができる。

- ・但し、書き漏らしを減らす、読み落としを減らす、以外の観点（例えば明細書全体の読みやすさ、お客様の要望など）から、変形例を1か所にまとめない方が良い場合もあるので適宜対応する。（上記の提案は、書き漏らしを減らすという観点からの提案）

9. 5. 結論

新規事項の追加になり得るような内容を後から追加する可能性を減らす方法として、

- ・上位概念から下位概念に順に整理して書き出す。（項目9. 3.）
- ・整理した内容をできるだけ1か所にまとめて記載する。（項目9. 4.）（副次的効果：読み落としの抑制）という方法がある。

以上